平成２６年（フ）第４５０号
神奈川県秦野市曽屋5902番地１
破産者　有限会社ティーアイ
１　決定年月日　平成27年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１４１号
長野県上田市上丸子1462番地８
破産者　有限会社大野鉄工所
１　決定年月日　平成27年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１３１７号
名古屋市瑞穂区本願寺町３丁目29番地
破産者　有限会社誠和塗装店
１　決定年月日　平成27年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８８３号
名古屋市千種区竹越１丁目２番24号
破産者　株式会社中京
１　決定年月日　平成27年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４０３３号
大阪市住之江区南港南１丁目１番125号
破産者　株式会社スタッフィング・オンデマンド
１　決定年月日　平成27年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９０号
鹿児島県曽於郡大崎町仮宿635番地
破産者　株式会社くすはら
１　決定年月日　平成27年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第８５号
秋田市下浜桂根字浜田134番地53
破産者　合資会社ヤハタフーズ
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０３８号
横浜市鶴見区鶴見中央３丁目３番41―404号
破産者　株式会社冨尾工業
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９号
富山県高岡市本郷２丁目１番42号
破産者　株式会社北精工機
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第２６０号
石川県野々市市位川286番地２
破産者　有限会社ケリー
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第９号
石川県鳳珠郡穴水町字前波へ243番地、商業登記簿上の本店所在地石川県鳳珠郡穴水町字前波ニ171番地１
破産者　有限会社協栄水産
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２５年（フ）第１０号
石川県鳳珠郡穴水町字前波へ243番地
破産者　有限会社前波大敷網
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２６年（フ）第２１０号
長野県松本市中央１丁目14番13号清水ビル301号
破産者　株式会社松本ゴルフ会
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２６２号
岐阜市長良友瀬77番地１　長良ＳＡＮＷＡマンション402号室、前住所地岐阜市西野町２丁目39番地
破産者　篠田商会こと　篠田　義男
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３６１号
神奈川県川崎市高津区下作延２―７―26―304　シティフォーラム溝の口、住民票上の住所岐阜市加納城南通１丁目７番地　グランドパレス加納６Ａ号室
破産者　伊藤　喜子
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第７３号
三重県松阪市川井町440番地１　Ｂ８
破産者　安田　隆輝
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第７６号
三重県松阪市五反田町２丁目1326番地８
破産者　西田　由広
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第３４４号
愛媛県松山市中西外31番地
破産者　有限会社ファイター
１　決定年月日　平成27年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第３３２７号
最後の住所愛知県高浜市田戸町５丁目６番地38
破産者　亡杉浦豊子相続財産
１　決定年月日　平成27年３月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０９３号
大阪市平野区加美鞍作３丁目１番４号
破産者　大和キャスタル株式会社
１　決定年月日　平成27年３月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部